



平成 27 年 1 月 23 日
第五管区海上保安本部

明石海峡のいかなご盛漁期における安全対策について ～ 操業漁船と通航船舶の双方の安全を確保します ～

明石海峡は、1日あたり約800隻の様々な船舶が通航する我が国有数の海上交通の要衝であると同時に、古来の好漁場で漁業活動が盛んであり、例年2月からは早春の風物詩であるいかなご漁が始まります。

昨年は2月28日に操業が開始され4月15日に終漁するまでの間に明石海峡航路付近では延べ1,340統(4,020隻)の操業が行われ、明石海峡航路と付近海域はこれら操業漁船により輻輳することとなりました。

このため、第五管区海上保安本部では、いかなご操業開始日から明石海峡航路付近で操業する漁船と航路を通航する船舶との衝突海難を防止するため、今年も次の「いかなご盛漁期」における安全対策に取り組みます。

平成19年から衝突海難「ゼロ」を継続中！

1. 関係者への協力要請

漁業者、水先人、進路警戒船や旅客船、カーフェリー関係者等に対して、次の事項について、協力要請を実施しています。また、協力要請にあたり関係者との連絡会議を開催します。

(1) 【通峡船舶関係者への協力要請】

- ・ 可能な限り操業時間帯の通航自粛
- ・ 操業漁船の状況等の早期情報入手
- ・ 国際VHF 16chの常時聴守(大阪湾海上交通センターとの連絡体制の確保)
- ・ 航路内での無理な追い越しの自粛
- ・ 漁船い集海域での安全な速力による航行
- ・ 配備する巡視船艇との緊密な連絡保持

(2) 【漁業関係者への協力要請】

- ・ 操業予定海域の通知
- ・ 大型船等入航予定情報の事前入手
- ・ 巨大船の進路を避航、巨大船等通峡時の可航幅の確保
- ・ 巡視船艇、指導警戒船からの指導に対する協力
- ・ ライフジャケットの常時着用

(3) 【連絡会議等開催状況】

- ① 水先人、進路警戒船、旅客船、カーフェリー関係者との安全通航のための連絡会議(2月2日)
- ② 操業代表者、指導警戒船船長との打合せ会議(2月3日)
- ③ 操業者に対する安全操業のための講習会(2月4日)
- ④ 関係漁業協同組合との安全操業のための連絡会議(2月16日)

2. 期間中に当本部が実施する対策

- (1) 操業時間帯には明石海峡航路付近に巡視船艇を増強して、現場海域における交通整理、航行指導體制を強化する。
- (2) 操業時間帯に大阪湾海上交通センターでは、専従監視員を配備して監視体制を強化するほか、操業に関する情報提供を通常1時間毎から30分毎に強化する。
- (3) 操業時間帯に民間の指導警戒船を、1日2隻配備する。

3. いかなご漁の特徴

いかなご漁は次のような形態で行われます。

- (1) 操業期間及び時間帯
例年2月下旬から4月上旬の日出時から正午ころまで
- (2) いかなご（新子）の生態
いかなごとは、スズキ目イカナゴ科の小魚で、今年生まれた新子（体長2～6センチ程度）が、潮流によって表層を漂流している。
- (3) 操業形態
いかなごは潮流によって表層を漂流しているため、操業漁船は潮流と逆方向に潮流とほぼ同速力で漁網を曳いて捕獲する。
漁網の長さは200メートルで、漁船2隻がペアとなって漁網を曳く。
このため、操業漁船の操縦性能は極めて制限される。
漁網の末端付近には、漁獲物運搬船1隻が警戒を兼ねて付き添っており、漁網を曳く漁船と3隻1組（1統と呼称）で操業する。
- (4) 操業漁船隻数
明石海峡航路周辺海域で操業する漁船は、神戸市漁協等8つの組合の所属漁船で、許可隻数は316隻（平成26年2月兵庫県水産課データ）